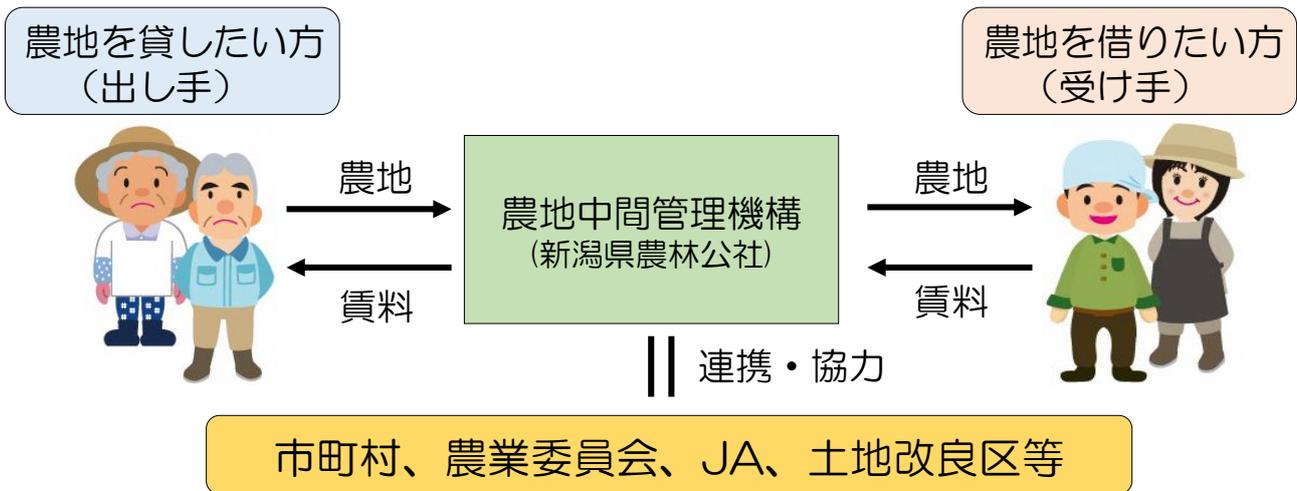


農地中間管理事業の概要

～ 公益社団法人新潟県農林公社・新潟県（令和2年5月）～

1 事業の仕組み

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が、農用地等を貸したい農家（出し手）から農地を借り受けて、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手（受け手）へ貸し付ける事業です。



対象となる農用地等

- 市街化区域以外にある農用地等であること。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等でないこと。
- 借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがあるもの。

借受者決定の基本原則

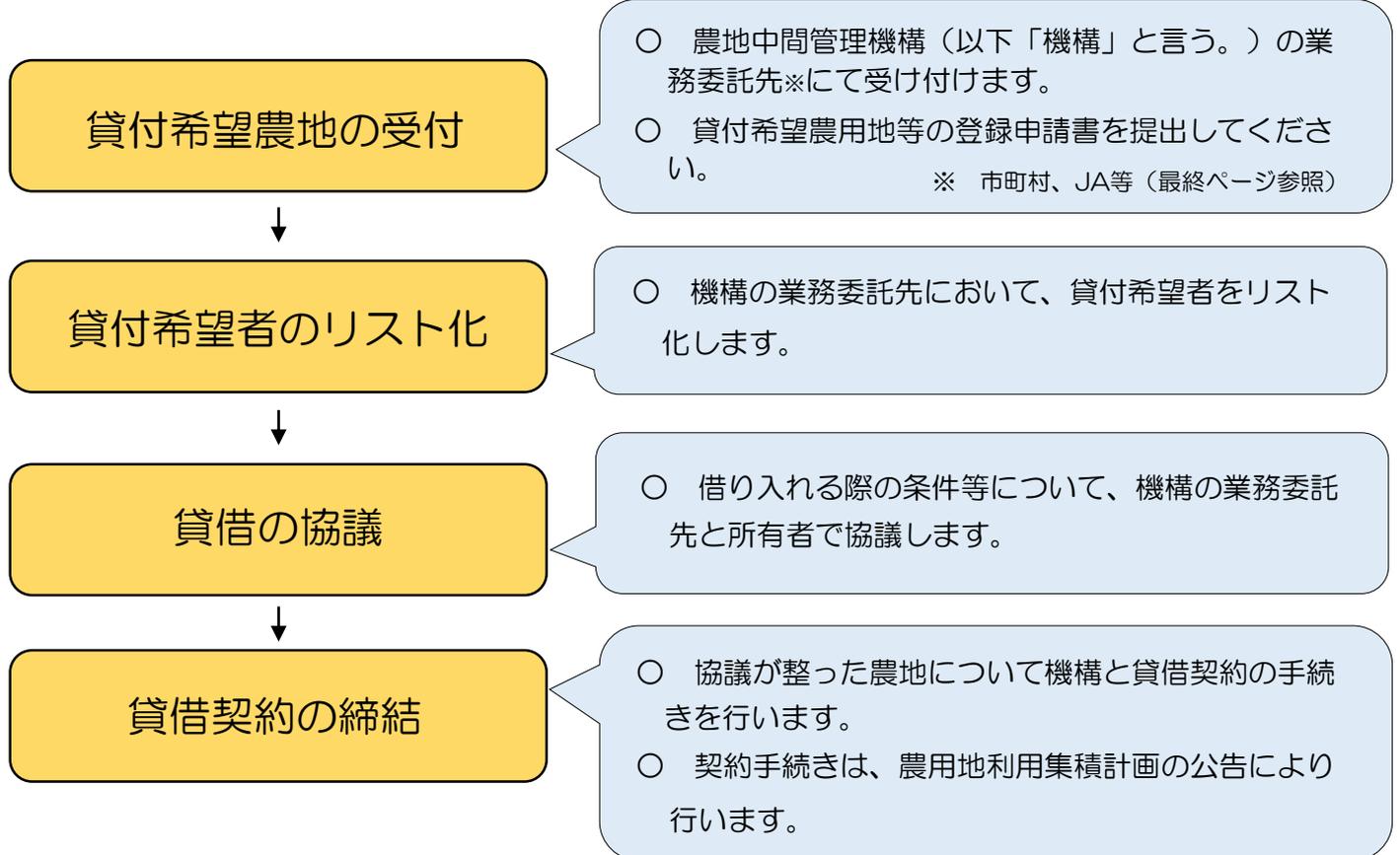
- 人・農地プラン等の地域合意を最大限に配慮し、農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は耕地分散の解消に繋がること。
- 既に、効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に、支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 地域農業の健全な発展に繋がること。

手数料

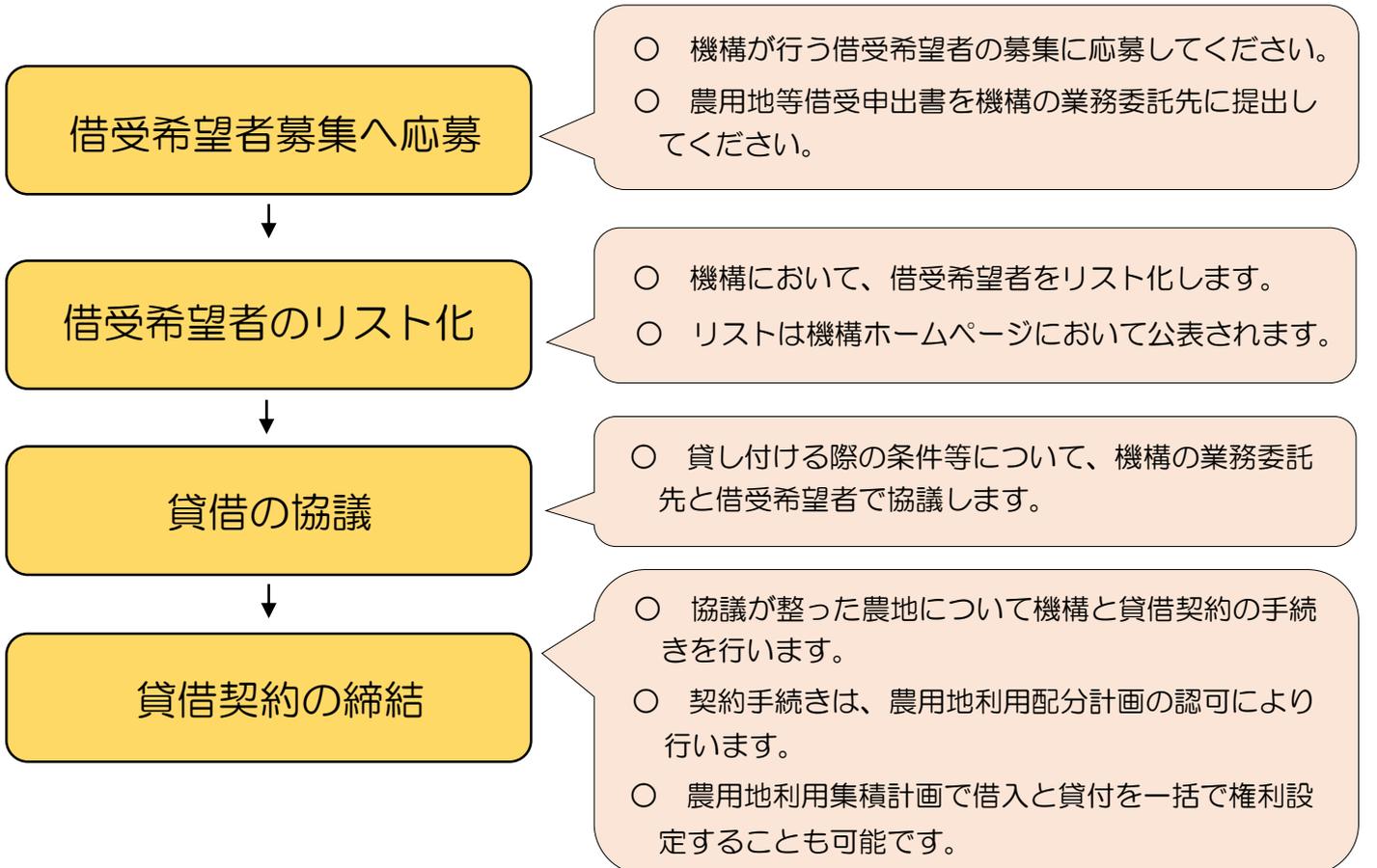
- 出し手及び受け手双方から、毎年、賃借料の0.5パーセントを手数料としていただきます。

2 事業の流れ

農地を貸したい場合



農地を借りたい場合



3 事業活用のメリット

出し手農家のメリット

- ① 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ② 機構が確実に賃料を支払います。
- ③ 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。
- ④ 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- ⑤ 要件を満たせば、機構集積協力金（地域集積協力金・経営転換協力金）の交付が受けられます。
- ⑥ 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置※が受けられます。

※ 固定資産税の軽減

所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く。）を、新たにまとめて10年以上機構に貸し付けた場合に、貸し付けた農地に係る固定資産税が、以下の期間2分の1に軽減されます。

- ① 15年以上貸し付ける場合 → 5年間
- ② 10年以上15年未満 // → 3年間

受け手農家のメリット

- ① 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ② 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。
- ③ 要件を満たせば、機構集積協力金（地域集積協力金）の交付が受けられます。

4 機構集積協力金

地域集積協力金

地域内のまとまった農地を機構に貸し付けた場合に、当該地域に対して交付します。

(1) 集積・集約化タイプ

農地の1割以上が、担い手に貸し付けられた場合

| 区分 | 機構の活用率(%) | | 交付単価 (10a当たり) |
|----|-----------|----------|------------------|
| | 一般地域 | 中山間地域 | |
| 1 | 20超～40以下 | 4超～15以下 | 1.0万円 |
| 2 | 40超～70以下 | 15超～30以下 | 1.6万円 |
| 3 | 70超 | 30超～50以下 | 2.2万円 |
| 4 | | 50超 | 2.8万円 |



- ※ 貸付期間が6年未満の農地は交付対象外
- ※ 一般地域の2回目以降の申請では、区分1の「20%」が「10%」となります。

(2) 集約化タイプ

担い手同士が農地を交換等して、農地を集約化した場合

| 区分 | 機構の活用率(%) | 交付単価 (10a当たり) |
|----|-----------|------------------|
| 1 | 40超～70以下 | 0.5万円 |
| 2 | 70超 | 1.0万円 |

- ① 地域内の団地面積が20%以上増加すること。
又は
- ② 担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。

- ※ (1)、(2)ともに、実質化された人・農地プランが作成されている区域が対象です。
(令和2年度中は、実質化に向けた工程表が作成されている場合も対象)

経営転換協力金

次の農業者等が、10年以上機構に農地を貸し付けた場合に、当該農業者等に対して交付します。

- 経営転換する農業者（農業部門の減少等）
- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者

| 年度 | 交付単価 (10a当たり) | 上限額 |
|------|------------------|------|
| R元～3 | 1.5万円 | 50万円 |
| R4、5 | 1.0万円 | 25万円 |
| R6以降 | 廃止 | |

- ※ R4、5は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ受けることができます。

5 事業の活用事例

事例1 法人設立を契機とした事例（長岡市榎山町地区）

活用前

- 担い手はあるが平均耕作面積が約2haと小規模
- 地区外の担い手も含めて相対で農地の集積を進めてきたため、経営農地が分散

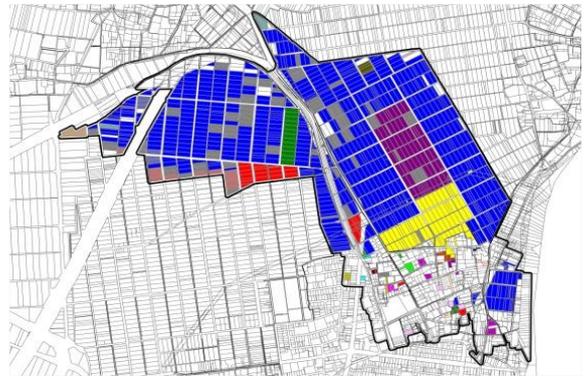


活用後

- 担い手の平均耕作面積
2ha → 6ha
- 担い手への集積率
62% → 91%



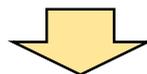
↓ 法人の設立や地域の話合いにより、農地の集積・集約化を実現



事例2 ほ場整備を契機とした事例（聖籠町蓮湯地区）

活用前

- 高齢化が進行し、担い手の育成が急務
- 農地の遊休化の懸念や耕地の分散により作業効率が悪化



活用後

- 平均団地面積
0.2ha → 0.5ha
- 担い手への集積率
52% → 75%



↓ 農業委員等と連携し、ほ場整備及び農地利用の最適化を検討



6 県内の相談窓口

公益社団法人新潟県農林公社
(新潟県農地中間管理機構)

☎025-285-8442

新潟県農林水産部地域農政推進課

☎025-280-5292

| 市町村 | 相談窓口業務委託機関・団体名 | 担当部課等 | 連絡先(TEL) |
|----------|---------------------|------------------|--------------|
| 村上市 | 村上市 | 農業委員会事務局 | 0254-66-6120 |
| 関川村 | 関川村 | 農林課 | 0254-64-1447 |
| 新発田市 | 新発田市 | 農林水産課 | 0254-33-3108 |
| | 北越後農業協同組合 | 業務課 | 0254-26-7000 |
| 阿賀野市 | 阿賀野市 | 農林課 | 0250-61-2478 |
| 胎内市 | 胎内市 | 農業委員会事務局 | 0254-43-0315 |
| | 胎内市農業協同組合 | 営農指導課 | 0254-43-3140 |
| | 胎内川沿岸土地改良区 | 業務第1課 | 0254-43-3262 |
| 聖籠町 | 聖籠町 | 産業観光課 | 0254-27-2111 |
| | 北越後農業協同組合(聖籠町管内) | 営農センター | 0254-26-7000 |
| 新潟市 | 新潟市 | 農林政策課 | 025-226-1768 |
| | 新潟市農業協同組合 | 営農販売課 | 025-270-2295 |
| | 新津さつき農業協同組合(新潟市管内) | 営農企画課 | 0250-25-1211 |
| | 新潟みらい農業協同組合(新潟市管内) | 営農企画課 | 025-373-2109 |
| 五泉市 | (公社)新潟市南区農業振興公社 | 事務局 | 025-372-5024 |
| | 五泉市 | 農林課 | 0250-43-3911 |
| | 新潟みらい農業協同組合(五泉市管内) | 五泉グリーンセンター | 0250-41-0002 |
| 阿賀町 | 阿賀町農業再生協議会 | 農林課 | 0254-92-5764 |
| 三条市 | 三条市農業再生協議会 | 農林課 | 0256-34-5652 |
| 燕市 | 燕市 | 農政課 | 0256-77-8242 |
| 加茂市 | 加茂市 | 農林課 | 0256-52-0080 |
| | にいがた南蒲農業協同組合(加茂市管内) | 北営農センター 農業支援センター | 0256-39-7629 |
| 田上町 | 田上町 | 産業振興課 | 0256-57-6225 |
| | にいがた南蒲農業協同組合(田上町管内) | 北営農センター 農業支援センター | 0256-39-7629 |
| 弥彦村 | 弥彦村 | 農業振興課 | 0256-94-1023 |
| 長岡市 | 長岡市農業再生協議会 | 農水産政策課 | 0258-39-2223 |
| | 越後ながおか農業協同組合 | 営農企画課 | 0258-35-1226 |
| | 越後さんとう農業協同組合(長岡市管内) | 農政企画課 | 0258-41-2887 |
| | にいがた南蒲農業協同組合(長岡市管内) | 南営農センター 農業支援センター | 0258-61-2906 |
| | 柏崎農業協同組合(長岡市管内) | 小国支店営農経済課 | 0258-95-2001 |
| 見附市 | 北魚沼農業協同組合(長岡市管内) | 営農企画課 | 025-793-1770 |
| | 見附市 | 農林創生課 | 0258-62-1700 |
| 小千谷市 | にいがた南蒲農業協同組合(見附市管内) | 南営農センター 農業支援センター | 0258-61-2906 |
| | 小千谷市 | 農業委員会事務局 | 0258-83-3510 |
| 出雲崎町 | 越後おぢや農業協同組合 | 営農企画課 | 0258-83-3424 |
| 魚沼市 | 出雲崎町農業再生協議会 | 産業観光課 | 0258-78-2295 |
| 南魚沼市 | 魚沼市農業再生協議会 | 農政課 | 025-793-7647 |
| | 南魚沼市 | 農林課 | 025-773-6663 |
| | みなみ魚沼農業協同組合 | 営農指導課 | 025-777-3786 |
| 湯沢町 | みなみ魚沼農業協同組合(塩沢) | 営農指導課 | 025-782-1171 |
| | 湯沢町 | 環境農林課 | 025-788-0291 |
| 十日町市 | 十日町市 | 農林課 | 025-757-3120 |
| | 十日町農業協同組合 | 営農企画課 | 025-757-1576 |
| 津南町 | 津南町 | 農林振興課 | 025-765-3115 |
| 柏崎市 | 柏崎農業協同組合(柏崎市管内) | 営農企画課 | 0257-21-0220 |
| 刈羽村 | 柏崎農業協同組合(刈羽管内) | 営農経済課 | 0257-45-2258 |
| 上越市 | 上越市 | 農政課 | 025-526-5111 |
| | えちご上越農業協同組合(上越市管内) | 農業対策課 | 025-527-2035 |
| | 公益財団法人浦川原農業振興公社 | 事務局 | 025-599-3882 |
| | 公益財団法人大島農業振興公社 | 事務局 | 025-594-2856 |
| | 公益財団法人牧農林業振興公社 | 事務局 | 025-533-6763 |
| 妙高市 | 関川水系土地改良区(上越市管内) | 整備課 | 025-522-5722 |
| | 妙高市 | 農林課 | 0255-74-0027 |
| 糸魚川市 | えちご上越農業協同組合(妙高市管内) | 農業対策課 | 025-527-2035 |
| | 糸魚川市 | 農林水産課 | 025-552-1511 |
| 佐渡市 | ひすい農業協同組合 | 営農部 | 025-552-6272 |
| | 佐渡市 | 農業政策課 | 0259-63-5117 |
| | 佐渡農業協同組合 | 営農企画課 | 0259-63-3106 |
| | (公財)羽茂農業振興公社 | 事務局 | 0259-88-3559 |
| | 国府川左岸土地改良区 | 事務局 | 0259-66-2123 |
| | 金井土地改良区 | 事務局 | 0259-63-2883 |
| | 羽茂土地改良区 | 事務局 | 0259-88-2302 |
| 新穂村土地改良区 | 事務局 | 0259-22-2009 | |